

4 ケース会議

関係機関への事情聴取や訪問調査を含めた事実確認等に基づいて高齢者本人や養護者の状況を確認した後は、「高齢者虐待防止ネットワーク」に属する関係機関・民間団体の中から、事案に応じて適切な構成メンバーに声をかけ、個別ケース会議を開催します。

個別ケース会議では、個別の虐待事例について必要な協議を行い、「支援方針」「具体的支援内容」「連絡体制」等を決定します。

個別ケース会議は、高齢者虐待防止対策の中で中核をなす活動です。

(1) 会議の参加メンバー

個々の個別ケース会議の参加メンバーは一般的に「コアメンバー」「事例対応メンバー」「専門家チーム」のうちから、事例に応じて選定します。

全員が顔を合わせて会議を行うことができればよいのですが、より迅速に開催する必要がある事案の場合には、携帯電話を利用して意見を徴収するなど、柔軟な対応も求められます。

① コアメンバー

コアメンバーとは、ア：高齢者虐待防止事務を担当する市町村職員、イ：担当部局の管理職、ウ：事務を委託した場合は委託先の担当職員の三者が想定されます。特に事例対応に当たっては、緊急の判断が求められることがあるため、イは必須の存在です。

② 事例対応メンバー

事例対応メンバーとは、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」を中心に、虐待の事例に応じて必要な支援を提供する各機関（例えばデイサービスやショートステイ、訪問介護や訪問リハビリ等の介護保険事業者、介護保険外で訪問介護を追加する必要がある有償ボランティアのNPO法人等）の担当者を指します。

ケースによっては「早期発見・見守りネットワーク」を構成する機関が行う支援も必要になるため、この場合はその機関の担当者（民生委員等）も構成員に含まれます。

③ 専門家チーム

専門家チームとは、虐待事例に応じて専門的な対応（成年後見の申立、精神科医療、消費者被害の救済、犯罪摘発等）が必要になった場合に、「関係専門機関介入支援ネットワーク」を構成する機関の実務担当者がこれに当たります。

(2) 会議の内容、手順

会議の実施は、次の手順で行います。

- ① **事例対応メンバーや専門家チームのうち、誰に参加要請するかを決定し、開催場所、開催日時を決めて召集する。**
 - どのような目的で会議を開催するのかを明らかにします。
 - 目的に合わせ参加者を決定します。初回については、高齢者や家庭を取り巻く機関等を書き出し、全体像をつかんだ上で、参加者を決定します。
 - 会議開催前にできるだけ事例に関する情報を集めておくとともに、参加者にも可能な範囲で情報を伝えておきます。
- ② **事例のアセスメントを行い、課題を抽出する。**
 - 高齢者や家族の状況を整理し、問題となっている事項を明確にします。その上で、問題発生の背景やメカニズムについても検討し、共通の認識を得るようにします。
- ③ **今後の対応方法を協議する。**
 - 緊急性の判断
事例の緊急性や一時保護の必要性等について話し合い、共通の認識を持ちます。
 - 支援方針の決定
初回の会議では、まず、当面の支援方針を決めます。継続的な支援を行っていく場合には、中長期的な見通しについても話し合い、方針を立てます。
- ④ **関係機関の役割を決め、支援内容ごとに主担当者を決定する。**
 - 具体的にどの機関(誰)が、いつまでに、どのような支援を行うかを話し合います。誰かが決めてくれるだろうという「待ち」の姿勢では、いっこうに話し合いは進みませんので、「私(自機関)は、〇〇ができます。」など、互いにできることを出し合っていく姿勢が大切です。
- ⑤ **連絡体制を確認し、次回開催予定を決める。**
 - 定期的に支援の見直しが行えるよう、あらかじめ次回の会議実施予定時期を決めておきます。
- ⑥ **会議録、支援計画を作成し、これをメンバーに配布する。**
 - 会議での決定事項を会議終了時に全員で確認します。具体的な対応策が決定できない場合でも、そのことを確認し、次の対応につなげていく必要があります。

(3) 個人情報の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて慎重な取扱を要する繊細な性質のものです。

高齢者虐待事例への対応では、市町村で定める個人情報保護条例の運用規定と調整を図ることはもとより、特に相談窓口が複数になる場合には、相談記録等の取扱いルールを定め、適切に管理することが重要です。

5 支援方針の検討及び支援の実施

支援の方針を決定する際には、高齢者の生命や身体に危険が及ぶ状態であるか否かを判断する「緊急性の判断」が最も優先されます。特に緊急性が高いと判断された場合には、少数のコアメンバーだけで緊急の対応を協議します。対応が遅れれば被虐待者の生命に関わる場合もあるので、人命最優先の対応が必要です。

緊急性が高いと判断できる状況の例

1. **生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される**
 - ・ 骨折、頭蓋内出血、重傷のやけどなどの深刻な身体的外傷
 - ・ 極端な栄養不良、脱水症状
 - ・ うめきや悲鳴が聞こえる
 - ・ 器物(刃物、食器等)を使った暴力の実施もしくは脅しがある。
2. **本人、家族の人格や精神状況に歪みが生じている、もしくはそのおそれがある**
 - ・ 虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている。
 - ・ 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている。
3. **虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない**
 - ・ 虐待が恒常化に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない。
 - ・ 虐待者の人格や生活態度の偏り、社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない。
4. **高齢者本人が保護を求めている。**
 - ・ 高齢者本人が明確に保護を求めている。

それ以外の場合、情報はそれぞれの立場から多角的に分析することが必要であり、事態の進行によっては臨機応変な対応が求められます。今後起こりうる事態も含めて虐待の内容・程度を正確に把握し、関係機関の特性を活かした支援を組み立て、適切な援助方針・支援内容を決定していくためには、関係者の連携の下、チームで検討していくことが有効です。

高齢者虐待のレベルは大きく分けて4つの段階に区分することができます。

それぞれの段階に応じた支援方針の例は次のとおりです。

レベル1 危険性は少ないが虐待の進行をとどめる必要がある

→ 「見守り(観察)・予防的支援」

関係機関による相談・訪問・見守りを中心とした支援。

レベル2 心身が害され、放置するのは危険

→ 「サービス導入支援」

ストレスの解消や問題解決に向けての相談及び関係機関からの支援策の調整。介護保険サービスの導入や介護方法等についての技術支援による介護負担の軽減。

レベル3 生命・身体に危険が生じる可能性が高い

→ 「一時分離」

高齢者と養護者等との分離を念頭においた支援。

レベル4 生命・身体に重大な危険が生じている

→ 「分離・保護等」

施設入所、緊急入院など高齢者の分離による安全確保

支援メニューの具体例

(ケース会議でのアセスメント結果により、選択できる支援メニューの例)

アセスメント結果	支援メニュー選定の考え方
① 被虐待者の生命に関わるような重大な状況にある場合(緊急事態の際)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急的に分離・保護できる手段を考える(警察・救急も含む)。 施設入所、一時保護、入院など。措置権の発動も視野に入れて対応を図る(「6 老人福祉法に基づく措置の実施」を参照)。
② 虐待者や家族に介護の負担・ストレスがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 訪問や電話で虐待者の話を聞き、家族の立場も理解し、支持する。 効果的な在宅サービスメニューを示し、導入を勧める(特にデイサービス、ショートステイ利用により介護の手が離れることのできる時間をつくる)。 同居の家族や別居の親族の間で介護負担の調整を勧める(一時的な介護者交代や介護負担の分散など)。 施設入所を検討する。 専門家のカウンセリング。
③ 虐待者や家族に介護の知識・技術が不足している場合	<ul style="list-style-type: none"> 介護の知識・技術についての情報提供。 在宅サービスを導入し、サービス提供の中で知識技術を伝える。

④認知症がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の症状や関わり方についての説明、情報提供。 ・ 介護者の精神負担を軽減するため、地域の家族会や電話相談窓口などを紹介する。 ・ 服薬等により症状のコントロールが可能となる場合があるので、専門医を紹介し、診断・治療につなぐ。 ・ 日常生活自立支援事業、成年後見制度の活用を検討する（「7 成年後見制度及び日常生活自立支援事業などの活用」を参照）。
⑤高齢者本人や家族(虐待者含む)に精神疾患などの問題がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神疾患、アルコール依存症など→健康福祉センター、医療機関につなぐ。 ・ 障がい(身体・知的)→障がい福祉所管課につなぐ。 ・ 地域の民生委員等に見守りを依頼する。 ・ 成年後見制度(本人後見、家族後見)の活用を検討する。
⑥経済的な困窮がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護支給申請につなぐ。 ・ 各種減免制度の活用など経済的支援策を導入する。(公営住宅家賃、教育費等)
⑦子や孫が抱える問題がある場合(児童虐待の併発、孫などの子供への影響等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所などによる支援を図る。

6 老人福祉法に基づく措置の実施

老人福祉法では、養護老人ホームへの入所や、やむを得ない事由により、著しく困難と認められた一部の介護保険サービスの利用について、市町村の職権による措置が規定されています。さらに虐待防止法においても、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、老人福祉法第10条の4第1項(居宅における介護等)又は第11条第1項(老人ホームへの入所等)による措置を講じるとともに、そのために必要な居室を確保するための措置を講ずることなどが規定されています。

これらのことから、市町村では、日ごろからサービス関係機関等と密接な連携を図り、緊急時においても適切な対応がとれるような体制づくりに努める必要があります。

(1) 養護老人ホームへの入所措置

市町村は、65歳以上の者(65歳未満の者であって、特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。)であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者について、養護老人ホームへの入所に係る措置をとることとされています。

具体的には、次のAおよびBのいずれにも該当する者が対象となります。

A 環境上の理由としては、①及び②の事項に該当すること。

- ① 入院加療を要する状態にないこと。
- ② 家族や住居の状況など、在宅において生活することが困難であると認められること。

B 経済的理由については、次のいずれかに該当すること。

- ① 当該高齢者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。
- ② 当該高齢者及びその者の生計を維持している者の前年の所得に係る市町村民税にについて所得割の額がないこと。
- ③ 災害その他の事情により当該高齢者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。

(2) やむを得ない事由による措置

介護保険制度の導入に伴い、サービスの利用形態が「措置」から「契約」へ移行しましたが、介護保険法施行後の老人福祉法においては、下記のサービスについて、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置をとる仕組みを存続させています。

この措置は高齢者の福祉を実現するために行われるべきものであり、介護保険サービスの利用について家族が反対している場合や、高齢者の受診拒否により要介護認定ができない場合なども、市町村が職権で利用決定することが可能なので、虐待ケースの最終的な手段として有効な制度であると言われています。

※ やむを得ない事由による措置に係るサービスの種類

- ① 訪問介護(ホームヘルプ)
- ② 通所介護(デイサービス)
- ③ 短期入所生活介護(ショートステイ)
- ④ 小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ⑥ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

「やむを得ない事由」の解釈

- ① 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
- ② 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合

上記2点は例示なので、高齢者本人の福祉を実現する必要性があり、かつ介護保険の利用ができない場合には「やむを得ない事由」を認めるべきと考えられます。

このほか、特別養護老人ホームへの入所措置を検討する際、一時的に定員が超過するケースが想定されますが、この場合も100分の105を乗じて得た数(定員が40名を超える施設は2人)までは施設側に負担をかけることなく、超過入所ができる※ことから、関係機関との調整のもと、状況に応じた適切な措置を行うことが必要です。

※ この取扱はあくまでも一時的かつ特定のなものであることから、受入施設においては速やかに定員超過利用を解消する必要があります。

(3)「やむを得ない事由による措置」の手順

「やむを得ない事由による措置」の手順は以下の表のとおりです。ただし、緊急時で、要介護認定が間に合わない場合や要介護認定が困難な場合などは、要介護認定をする前に(介護保険制度を利用しないで)市町村が措置を開始し、事後に要介護認定をすることができます。

手順	内容
発見	通報、相談等により高齢者虐待を発見
訪問調査	訪問調査等により事実を確認
要介護認定	高齢者が要介護認定を受けていない場合は、市町村の職権で要介護認定を実施
措置決定	訪問調査及び要介護認定に基づき措置決定
サービス提供	市町村が事業者に委託し、介護保険サービスの提供開始
費用支弁	1割(利用者負担分)、居住費、食費を市町村が措置費で支弁(注1)
費用徴収	高齢者の状態に応じて市町村が費用を徴収(注2)
やむを得ない事由の解消	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームへ入所したことで、養護者から離脱できた場合 成年後見制度の活用により、本人の意思を反映して契約できる状態になった場合
措置解除	措置を解除し、本人は通常の契約による介護保険サービス利用に移行

(注1) 要介護認定前に措置を開始した場合、その費用は、要介護認定後、措置を開始した日にさかのぼって介護保険から給付を受けることが可能です。

(注2) 市町村が支弁した費用については、高齢者本人の状態像に応じて(介護保険制度に準ずる考え方で)市町村が徴収します。

(4)面会の制限

虐待防止法では、「やむを得ない事由による措置」がとられた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者による面会を制限することができるかとされています(虐待防止法第13条)。

虐待を行っていた養護者から高齢者への面会の申し出があった場合には、担当職員は高齢者本人の意思を確認するとともに客観的に面会しても差し支えない状態にあるかどうかを見極め、ケース会議で面会の可否に関する判断を行います。その際には、高齢者の安全を最優先

することが必要です。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市町村職員が同席するなど、状況に応じた対応が必要です。

7 成年後見制度及び日常生活自立支援事業などの活用

(1) 成年後見制度とは

成年後見制度は、判断能力を十分に発揮できない成年者(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等)を保護するための制度です。

成年後見制度には、①法定後見制度と②任意後見制度があります。

① 法定後見制度

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見の3つの類型があり、その対象は以下のとおりです。

「補助」:精神上の障がい(認知症・知的障がい・精神障がいなど)により判断能力が不十分な人

「保佐」:精神上の障がいにより判断能力が著しく不十分な人

「後見」:精神上の障がいにより常に判断能力を欠く状態にある人

この類型別で保護する人をそれぞれ補助人、保佐人、後見人とし、申立により家庭裁判所が選任します。成年後見人等は親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

具体的に本人を保護する方法としては、法的な権限として①同意権・取消権(後見人の同意なしに行った本人の法律行為を取り消す(無効にする)権限)と②代理権(後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限)が後見人等に与えられています。

② 任意後見制度

あらかじめ高齢者が任意後見人を選ぶもので、高齢者の判断能力が不十分になった場合に、高齢者があらかじめ締結した契約(任意後見契約)にしたがって、高齢者を保護するものです。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。

(2) 成年後見制度の活用

第II章で記載したとおり、高齢者虐待対応のための手段として、成年後見制度を活用することは極めて有効であると考えられます。

しかし、周知が不十分であったり、利用につなげるための取組が積極的に行われていない等の理由により、未だ制度の利用は十分とは言えないことから、虐待防止法第28条に

において、都道府県や市町村が成年後見制度の周知・普及や利用に係る経済的負担の軽減に努めなければならないと規定されています。

(3) 市町村長申立について(Ⅶ資料編参照)

成年後見制度は、本人や4親等以内の親族など当事者による申立に基づく利用が基本となります。しかし、判断能力を十分発揮できない認知症高齢者のうち、身寄りがいないなど当事者による申立が期待できない状況にあり、当該高齢者の福祉を実現するために特に必要があると認めるとき、市町村長は、後見開始等の審判を請求することができます。

老人福祉法第32条に基づいて、市町村長が後見開始等の審判を請求するケースは、次に掲げる場合が想定されます。

- ① 親族等による後見開始等の審判を請求することが期待できない。
 - ・ 2親等内の親族がいない。
 - ・ 2親等内の親族があっても音信不通等の状況にある。
 - ・ 審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでない。
- ② 介護サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される。

なお、虐待等の場合で2親等以内の親族が申立に反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等以内の親族がいたとしても、本人の保護を優先するため、市町村長申立が必要となる場合があります。

○下記機関において、制度に関する相談を行っています。

名称		住所	電話番号
家庭裁判所	宇都宮家庭裁判所	宇都宮市小幡1-1-38	028-621-2111
	宇都宮家庭裁判所真岡支部	真岡市荒町5117-2	0285-82-2076
	宇都宮家庭裁判所大田原支部	大田原市中央2-3-25	0287-22-2112
	宇都宮家庭裁判所栃木支部	栃木市旭町16-31	0282-23-0225
	宇都宮家庭裁判所足利支部	足利市丸山621	0284-41-3118
その他相談機関	リーガルサポートとちぎ (栃木県司法書士会)	宇都宮幸町1-4	028-632-9420
	成年後見センター ばあとなあ・とちぎ	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-623-0810

(4) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力を十分発揮できない方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との私的契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の支援を行うものです。

実施主体は都道府県社会福祉協議会で、市町村の社会福祉協議会等がその窓口となっています。

以下のようなことでお困りの方がいる場合は、窓口である最寄りの社会福祉協議会に相談されるよう勧めてください。

- 日常的な金銭の管理に不安がある
- 自分の知らないうちに預貯金が引き出されたり年金が勝手に使われている
- 介護保険の要介護認定の申請を援助して欲しい
- 不必要な物を購入させられて困っている
- 財産管理について不安がある
- 福祉サービスの利用手続きが分からない
- 一人暮らしの生活に不安がある 等

(サービス内容等)

種 別	内 容	料 金
①書類等預りサービス	本人または代理人の依頼により契約を行い、預金通帳、権利証書、保険証書、実印、銀行員等の書類等を安全に保管します。	月額400円 ※ 生活保護受給者(世帯)は無料
②金銭管理サービス	利用者に代わって、一定額の預貯金の出し入れ、公共料金・家賃の支払い、福祉サービス等の利用料の支払い、年金・手当等の受領確認を行います。	1回当たり800円 (おおむね1時間程度) ※ 生活保護受給者(世帯)は無料
③生活支援サービス	保健・医療・福祉サービスについての制度・内容に関する情報提供や専門家の紹介・助言、サービス申し込み手続きの代行・同行・契約締結、福祉サービスの実施状況の確認、虐待防止のための見守り等を行います。	1回当たり800円 (おおむね1時間程度) ※ 生活保護受給者(世帯)は無料

※ これらのサービスは、とちぎ権利擁護センターの研修を受講した専門の生活支援員により行われます。

※ このほか各種相談事業を実施しています。

(5) 高齢者を狙う悪徳商法への対応

現在、一人暮らし高齢者などをターゲットに高額な健康食品を売りつけたり、不必要なりフォーム工事などをさせたりする悪質商法の被害が急増しています。これらは、いわゆる高齢者虐待の範疇には含まれないものの、高齢者の安心した生活を脅かす、許しがたい行為です。一度被害に遭うと、別の業者が次から次へと狙ってくる例もあることから、被害を未然に防止するため、機会を捉え高齢者へ情報提供を行うなど、関係者による積極的な援助が求められます。

(高齢者が狙われやすい悪質商法)

名称	内容
①点検商法	「無料で建物や設備を点検してあげます。」などと言って、家に上がり込み、点検した後に、「このままでは大変なことになりますよ。」と不安をかき立てるようなことを言って、耐震工事や白アリ駆除等不要不急な契約を結ばせる商法です。
②催眠商法 (SF商法)	空き店舗等の会場に人を集め、日用品や食料品をタダか、タダ同然の安値で配ったりして、消費者を得した気分になせ、巧みな話術で会場を異様な興奮状態にして、最後に高額な羽毛布団や健康食品、磁器治療器具等売りつける商法です。
③見本工事商法	「キャンペーン中だから特別価格です。」などと言って、今すぐ契約すれば工事価格の値引きの特典があるなどのセールストークを用いて、得した気分になせ、ベランダ、カーポート等の購入契約を結ばせる商法です。
④利殖商法 (先物取引)	「将来値上がりが確実。」「かならず利益が出ます。」など、儲かることを強調して契約させるもので、慣れない人が手を出すと大きな損失を出すことが多くみられます。
⑤送りつけ商法 (ネガティブ・オプション)	商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上は、購入しなければならぬと勘違いさせて支払うことを狙った商法です。 紳士録、同窓会名簿、社会福祉関係の商品など様々なものがあります。
⑥マルチ商法	販売組織の会員になって、購入した商品を知人などに売ることによって、新たな会員を勧誘し、それぞれがさらに会員を増やすことによって利益が得られるとうたって、組織の拡大を図っていく商法です。
⑦その他 振り込め詐欺	電話を掛けて、電話に出た者に対して息子や孫だと思わせて「交通事故を起こしてしまったからお金が必要だ」などと話し、指定した金融機関等の口座へ現金を振り込ませるといった詐欺行為です。 万が一被害に遭ってしまった場合には、すぐに警察に連絡するようにしましょう。

(6) クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、消費者が訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引で契約した場合、契約書面を受け取った日から起算して、一定の期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度です。ただし、全ての取引でクーリング・オフができるわけではないので、注意が必要です。

相談対応時や居宅を訪問中に、悪質商法の被害を受けているような言動、身の周りの様子に異変を感じた場合は、できる限り速やかに最寄りの消費生活センターに相談されるよう勧めましょう。

●主なクーリング・オフの一覧

取引内容(根拠条文)	適用対象	期間
訪問販売 (特定商取引法9条)	店舗外での指定商品・権利・役務の契約	8日間
電話勧誘販売 (特定商取引法24条)	業者からの電話による指定商品・権利・役務の契約	8日間
マルチ商法 (特定商取引法40条)	マルチ商法による取引。店舗契約を含む。指定商品制なし	20日間
特定継続的役務提供 (特定商取引法48条)	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの継続的契約。店舗契約を含む	8日間
内職・モニター商法 (特定商取引法58条)	内職・モニター商法による取引。店舗契約を含む。指定商品制なし	20日間
クレジット契約 (割賦販売法4条の4、30条の6)	店舗外での指定商品・権利・役務のクレジット契約	8日間
宅地建物取引 (宅地建物取引業法37条の2)	店舗外での宅地建物の売買契約。宅建業者が売主になるもののみ	8日間
海外商品先物取引 (海外先物取引規制法8条)	店舗外での指定市場・商品の海外商品先物取引	14日間
現物まがい商法 (特定商品預託法8条)	指定商品の3ヵ月以上の預託取引。店舗契約を含む	14日間
投資顧問契約 (有価証券投資顧問業法17条)	投資顧問契約。店舗契約を含む	10日間
生命・損害保険契約 (保険業法309条)	店舗外での契約期間1年を超える生命保険・損害保険契約	8日間
冠婚葬祭互助会契約 (業界標準約款)	冠婚葬祭互助会の入会契約。店舗契約を含む	8日間

※ 期間の起算日は、「法定の契約書面が交付された日」または「クーリング・オフの告知の日」からで、いずれも初日を算入する。ただし海外先物取引は初日不算入

※ 適用対象の詳細は各条文で確認のこと

8 支援の評価と支援方針の修正

ケース会議で決定した支援方針は、不動のものではありません。実際に支援を始めた後でも、支援機関から支援結果の報告を受け、高齢者本人や養護者に対する定期的な援助を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認していかなければなりません。

具体的な状況が変化した場合には、当初立てた支援方針では十分対応できなくなっている場合があり、その際には再度ケース会議を開催して、支援方針・具体的支援内容を修正していくことが必要です。

再アセスメントで考えてみるべき事項(着眼点)は次のとおりです。

- (1) 虐待状態は改善されたか。改善されない原因は何か。
- (2) 危険度は増していないか。
- (3) 支援方針について高齢者や養護者の拒否があるか。拒否の原因は何か。
- (4) 介護負担は軽減されているか。
- (5) 新たな情報や活用できる社会資源はないか。

同じような虐待被害であっても、その背景は千差万別であり、いつも同じ方法で解決するわけではありません。いろいろな試みの中から有効な防止策・対応策が見つかっていくことに留意しましょう。

9 再発・未然防止対策

(1) フォローアップ・見守り

援助・支援の実施による被虐待者とその家族の状況の変化については、必ず記録に残すとともに、高齢者虐待防止ネットワークにフィードバックを行い、適時、評価をしていくことが重要です。

なお、援助・支援により、虐待の解消や緩和などの効果が即時に現れるとは限りませんが、こうした事例を粘り強く積み重ねることにより、ノウハウが蓄積され、地域における高齢者虐待への対応力が根づいてくるものと期待されます。

また、やむを得ず分離等を行ったケースでも、時間の経過により関係修復の兆しが現れたり、一方、解決したと思っていた場合でも、何かのきっかけで急変・再燃することも想定されることから、「早期発見・見守りネットワーク」の活用等により、訪問、見守り等の支援を続けていく必要があります。

(2) 養護者への支援

虐待防止法では、市町村は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導、及び助言その他必要な措置を講じるものとされています(虐待防止法第14条第1項)。この法律の正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」であり、高齢者虐待の防止と並んで養護者支援についても明確に定められています。

高齢者虐待は様々な要因が複雑に絡み合って発生することが多く、発生の責任を養護者のみに押しつけることはできません。

被虐待者である高齢者の保護と養護者の支援は併せて考えなければならないことを理解した上で、以下に記載するような視点から、養護者の支援に努めましょう。

① がんばらない介護の実践

本県における高齢者虐待の状況と傾向(3頁参照)に記載したとおり、被虐待者からみた虐待者の続柄は息子の場合が突出して多く、およそ半数を占めています。また、この傾向は全国的な傾向でもあります。

一般的に、男性は女性に比べ身近な相談相手が少ないため、一人で悩みを抱え込みやすいことや、頑張り過ぎて介護ストレスが溜まりやすいといったことなどが理由として言われていますが、いずれにしても、過度の介護負担が虐待の主な要因となるケースが多いようです。

介護は先が見えないことから、頑張り過ぎずに自分のペースで行うことが重要です。また、過剰な介護は一時的には喜ばれても、介護される側の自立を妨げ、QOL(生活の質)の低下を招きかねません。

介護者なくして介護は成り立たないということを念頭に、介護者が自分自身を大切にすることが、良質な介護をしていくための第一歩であるという認識を持つことが必要です。

がんばらない介護生活5原則

- 1 一人で介護を背負い込まない。
- 2 積極的にサービスを利用する。
- 3 現状を認識し、受容する。
- 4 介護される側の気持ちを理解し、尊重する。
- 5 出来るだけ楽な介護のやり方を考える。

「がんばらない介護生活を考える会」公式サイトより

次頁に掲載するチェックシートにおいてチェックした項目の数が多くなるほど、介護者の抱え込み度も高いと想定されます。

また、チェック項目が少なくても、介護を一人でやっていたり、相談者が身近にいなかったり、時間的な制約が大きいと、抱え込み度が高いと想定されます。

対応例などを参考に、介護者の負担軽減を図るためのアドバイスを試みてはいかがでしょうか。

がんばらない介護生活チェックシート

チェック項目	対応例
介護はおもに自分一人でやっている。	<ul style="list-style-type: none"> 家族皆で介護を分担する。 → 孤立した介護を続けていると介護する側の生活まで破綻してしまうこともある。
介護は自分が頑張らなければならないと思う。	<ul style="list-style-type: none"> 介護される側にもできることがあれば手伝いをお願いする。 → 「ありがとう」と声をかけることで、被介護者に「家の中に居場所がある」という安心感を与えることができる。
他人に家に入られたくないので、家族で介護したいと思う。	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの実態に即した介護保険サービスを利用する（介護保険の枠外のサービスとして有料ボランティアやシルバー人材センターを利用する）。 → 「あなたが倒れてしまってからでは遅い」などと「まだ早い」と思うくらいの時期からサービス利用を促すと効果的。
どこに相談に行けば知りたい情報が手に入るのか分からない。	<ul style="list-style-type: none"> 介護講習会等への参加を促す。 → 家族介護のあり方や福祉用具の使用方法等を習得することで、介護者にとって負担の少ない介護ができるようになる。
身体の負担が少なくなるような介護の方法を知らない。	<ul style="list-style-type: none"> 家族会（次頁参照）などで他の介護者と悩みを話し合う。 → 同じ悩みを持つ者同士が苦労を分かち合うことで、精神的な介護負担の軽減につながる。
介護の悩みを聞いてくれたり、相談に乗ってくれる人が身近にいない。	
介護生活の先行きが見えず不安になる。	
長い時間留守にできず、遠出ができなくなった。	
友達付き合いや趣味の時間がとれなくなった。	
子どもや配偶者の世話が十分できなくなった。	

(参考)「がんばらない介護生活を考える会」公式サイト

県内の家族会一覧

市町	名称	連絡先	窓口
宇都宮	宇都宮介護者の会「ゆりかご会」	028-636-1215	市社協
足利	足利介護者さわやか会	0284-44-0322	市社協
栃木	栃木やすらぎ会(在宅介護者家族の会)	0282-23-8616	(田島)
栃木	大平町介護者の会	0282-45-1920	(大阿久)
佐野	佐野市在宅介護家族の会	0283-22-8136	市社協
鹿沼	鹿沼市介護者の会	0289-60-3103	市健康課
小山	小山市老人介護家族の会	0285-23-2935	(生井)
真岡	真岡市在宅介護者家族の会	0285-83-6335	市地域包括支援センター
大田原	ひなげしの会	0287-23-8757	市高齢いきがい課
那須塩原	那須塩原市在宅老人介護者の会	0287-37-5122	市社協
那須烏山	那須烏山市すぎのこ会	0287-88-7881	市社協
下野	こぶしの会	0285-52-1115	市高齢福祉課
西方	西方町介護者の会	0282-92-8080	町社協
芳賀	芳賀町介護者の会	028-677-6015	町健康福祉課
那須	認知症の人を介護する家族の会	0287-76-2281	(荒木)

栃木県高齢対策課調べ

介護サービスの有効利用

介護サービスを積極的に利用することは介護者の負担軽減を図る上で非常に有効な手段です。しかし、チェック項目にもあるように「どこに相談にいけば知りたい情報が手に入るのか分からない」といった介護者も存在することから、介護サービスの種類や内容、利用方法と併せて、地域包括支援センター等の相談窓口を引き続き地域住民に周知していくことが求められます。

また、被介護者が医療機関に入院した場合、退院後速やかに必要な在宅サービスが利用できるよう、地域包括支援センターには、入院中から介護保険の認定調査や介護サービス事業所への「橋渡し」を行うなどの役割が期待されます。

② 認知症を正しく理解する

本県における高齢者虐待の状況と傾向(5頁参照)からも分かるように、被虐待者の多くが認知症を患っており、高齢者虐待の問題と認知症の問題は密接に関わっていることが分かります。例えば、認知症の周辺症状である「もの盗られ妄想」や「徘徊」により、懸命に介護をしてきた家族が精神的に疲弊した結果、虐待に及んでしまったケースもたびたび見受けられます。

このようなケースを未然に防止するためには、認知症サポーター養成講座の開催などを通し、家族や介護者をはじめ、「早期発見・見守りネットワーク」の構成員や地域住民が認知

症を正しく理解し、認知症高齢者を地域で支え合う体制を整備することが重要です。認知症を正しく理解することにより、認知症の様々な症状に落ち着いて対処することができるようになります。

また、認知症に関する専門相談窓口を周知することも必要です。代表的な専門相談窓口を以下に記載します。

ア 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、認知症疾患患者の専門医療相談、鑑別診断・治療方針選定や、地域の保健・医療・福祉関係者への技術援助などを担う認知症の中核的な医療機関です。

本県では、次の3病院を認知症疾患医療センターとして指定しています。

名称	所在地	連絡先
獨協医科大学病院	下都賀郡壬生町北小林880	0282-87-2251
烏山台病院	那須烏山市滝田1868	0287-82-0051
足利富士見台病院	足利市大前町1272	0284-62-7775

イ 認知症の家族のための電話相談

「栃木県認知症の人と介護者の会」会員が、認知症高齢者及びその家族の悩みごとや介護に関する電話相談を受け付けています。

- ・ 毎週火・水・木曜日 13:30～16:00 (祝日除く)
028-627-1122

また、月に1回、直接相談日を設けています。

- ・ 毎月第4水曜日 13:30～16:00 (祝日除く)
とちぎ健康の森(宇都宮市駒生町3337-1)2階
(福)とちぎ健康福祉協会 会議室

認知症サポーター、県内でも続々と誕生

「認知症サポーター養成講座」は認知症になっても安心して暮らせる町づくりを進めるために、認知症の人とその家族をあたたく見守る応援者「認知症サポーター」を養成する講座です。県内におけるサポーター数は平成21年末に2万5千人を突破しました。

住民向けの公開講座を開催している市町村も多いので、受講を希望する人がいる場合は市町村の高齢者福祉担当窓口にお問い合わせみるとよいでしょう。

(3) 養護者支援のためのショートステイの居室の確保

虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から必要があると認められる場合に、高齢者を短期間施設に入所させるために必要な居室を確保するための措置を講ずることとされています(虐待防止法第14条第2項)。

また虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば虐待につながり得るという場合、または高齢者が介護保険において要支援や非該当であっても、緊急に養護者の介護負担の軽減を図る必要がある場合には、養護者の負担軽減の観点から、積極的にこの措置を活用するべきであると考えられます。

この措置を活用するために市町村がとるべき対応策は下記のとおりです。

① 市町村独自にベッドを確保する

市町村独自にベッドを確保して対応する方法です。

② 緊急短期入所ネットワーク加算を活用する

平成18年度から始まった「緊急短期入所ネットワーク加算」を活用し、これを各事業所に周知し、いざというときに活用を促進する方法です。

※ 緊急短期入所ネットワーク加算とは

指定短期入所生活介護事業所や指定短期入所療養介護事業所が、他のこれらの事業所と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受け入れる体制を整備した場合に、緊急の利用者が当該事業所を利用した際、介護報酬の計算にあたって、1日につき50単位を加算するもの。

③ 介護報酬の減算対象にならないことを周知徹底させる。

指定居宅サービス等運営基準第138条には、指定短期入所生活介護事業者は、虐待に関わる場合であれば、定員を超えて利用者を受け入れても良いと定められています。

また、措置か否かを問わず、定員を5%超過した場合でも、介護報酬の減算対象にならないとされています。

このことを各事業所に周知し、居室の確保につなげていくことも必要です。

(4) 高齢者虐待防止に向けた普及啓発

高齢者虐待については、近ごろ、新聞やテレビなどのマスコミに取り上げられる機会も増えてきていますが、地域レベルの理解はまだ十分とは言えません。

虐待をなくすためには、まず、住民一人ひとりが虐待は高齢者の権利を侵害する重大な問題であるということを認識することが重要であり、そのため、行政や関係機関・団体が一丸となって普及・啓発を行っていく必要があります。

(普及・啓発に想定されるツール)

- 行政のできること。(チラシ・パンフレット作成、広報誌・ホームページ掲載)
※配布用チラシの作成等に当たっては、次頁等を参考にして下さい。
- 関係団体等のできること。(職員研修・学習会の開催)
- 協働によりできること。(住民向けフォーラム開催等)

サンプル

表面

高齢者虐待を なくしましょう

イラスト・写真等

= 高齢者虐待とは =

今、高齢者虐待が
社会問題となっ
ています！

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じたり、または生じるおそれのある暴行を加えること。

- ・叩く、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどを負わせる。
- ・ベッドに縛り付ける、身体拘束・抑制をする、意図的に薬を過剰に服用させる。等

②養護を著しく怠ること

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他、高齢者を養護すべき(職務上の)義務を著しく怠ること。

- ・入浴をさせず異臭がしたり、髪を伸び放題にし、皮膚を汚れたままにする。
- ・水分や食事を十分に与えず、長時間にわたって空腹状態に置き、脱水症状や栄養失調の状態を招く。
- ・室内にごみを放置するなど、不衛生で劣悪な住環境の中で生活させる。
- ・必要とする介護・医療サービスを正当な理由なく制限したり使わせない。等

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・高齢者に恥をかかせる。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・話しかけに対して意図的に無視する。
- ・子ども扱いした言葉を吐く。侮蔑する。等

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をしたり、させること。

- ・下半身を裸にして放置する。等

⑤経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。等

裏面

●介護が負担となっていないか？

- ・ひとりで悩まず、まず相談
- ・介護サービスの上手な利用

●認知症を理解していますか？

- ・おや？と思ったら専門医に相談
- ・誰でも起こりえる普通の病気

●ご近所同士お話していますか？

- ・お年寄りへのお声掛け
- ・地域ぐるみで支え合い

平成18年4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

この法律では、第7条に虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村等に**通報するよう努めるとともに、その高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村等に通報しなければならないこと**が規定されました。

虐待の疑いがあるサインの一例

- ◇ 高齢者側からのサイン
 - ・説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁に見られる
 - ・ちょっとしたことにおびえ、恐ろしがる
 - ・不自然な体重の増減がある
 - ・歩行・座位が困難
 - ・年金や財産などがあり財政的に困っていないのに、お金がないと訴える
 - ・寝具や衣服が汚れたままであることが多い
 - ・物事や周囲のことに対して、極度に無関心である
- ◇ 虐待者側からのサイン
 - ・高齢者に対して過度に乱暴な口のききかたをする
 - ・福祉や保護の専門家に会うことを嫌がる

虐待に関する相談、通報又は届出は、

〇〇市〇〇地域包括支援センター
TEL:0000-00-0000

〇〇市保健福祉部高齢福祉課
TEL:0000-00-0000 まで

※ 相談内容、通報内容については、秘密を守ります。

高齢者虐待防止啓発DVDの紹介

本県では、高齢者虐待の防止について啓発するため、平成20年度に高齢者虐待防止啓発DVD『高齢者虐待をなくすために～あなたの声…周りの人に伝えて』を作成しました。

貸出をすることも可能ですので、研修や会議等で御活用ください。貸出を希望される場合は、栃木県保健福祉部高齢対策課生きがいづくり担当(028-623-3048)まで連絡をお願いします。

